



郵政産業ユニオン TOKYO

● 発 行 ●
 郵政産業労働者ユニオン
 東京地方本部
 発行責任者 鶴島 一広
 〒104-0031 中央区京橋3-6-3
 京橋通郵便局 5F
 TEL・FAX 03-3535-5447
 piwutokyo@yahoo.co.jp

11月は、年賀はがきの発売、年末始繁忙の計画・準備の月でもあり、何かとあわただしく感じる中、本社、支社から示された年末始繁忙計画に対し、組合は、社員の労働安全、要員確保などを中心に要求書を提出しました。

年末始繁忙要求書提出

2016年10月26日に「2016年度年末始繁忙要求書」を東京支社へ提出しました。要員関係と勤務時間関係は通年的な問題となっておりますが、一向に会社側の「是正する」と言った言葉が実現されてきていません。また、今回は今ま

● 管理者の指導で昼休みの時間になつたら「休憩モード」に端末を入れてから作業するよう指示されている職場。
 ● 年末超勤をした場合15分の休憩（年末に限らず労基法では、8時間を超えた場

げをさせている職場。これら多くの職場での問題を支社は「指示していない」と答えています。

また、集中局ではネットワーク再編や業務移管等で大型の機械の搬入がされることにより、作業室等が狭くなり労働災害が起きる可能性が高まっています。今後もネットワーク再編による集中局への夜間作業等の集中化がされま

行われている状況をどの様に考えているのか。昨年、四国支社管内では「自爆」に対して、自爆した社員に処分が出されました。東京支社も同じように対応していくのか。

各局で繁忙期間中の休憩・休憩時間を誰でもがわかるようにする事と、放送すること全員が休めるようにする事を追求していきたい。前回の交渉では、「(やって)効果のあるものは横に広がっていく」と支社から直接の指示を

繰り返される労基法違反

労働時間把握は会社の責務

自爆・立替えはダメ!

での具体的事例について、「宿題」として会社側に投げかけている問題の回答が含まれています。

これが職場実態だ!

● 超勤が常態化していて、お客様との約束した時間が守られていない職場。● 三六協定を超えてしまうギリギリでの作業、もう超勤が出来ない状態になってしまっている職場。

● 1月2, 3日に週休・非番を集中して指定し、買い上

の要求が高まっています。東京地方本部としては、現場での具体的な問題一つ一つを取り上げていきたいと考えています。

自爆・立替えはダメ!

今年の要求書は、「個人販売目標の設定」がチケットショップやネットオークションへの転売につながっていること。これに関連して、年明けに大量の年賀はがきの交換が



するとの回答にはなっていない。超勤4時間で21時までの勤務時間で、休んだのは昼(大分ずれて)二、三十分取っただけ。正規勤務時間終了時間後15分は休憩時間、給料が支払われていない時間です。この15分は超勤として支払われなければならない。支社としてキチンと勤務時間管理を行っているのであればきちんと支払ってもらわなくてはなりません。



地球上で、陸、海、空の世界で一番速い生き物ってなんですか? まず陸上の短距離

離で一番速い動物は、チーターで最高速度は時速120キロ近くにもなります。しかし一気に走ることができないのは500メートル程度。プロングホーンは6000メートルの距離を時速56キロで走り続けることができます。短距離でも速く800メートルなら時速90キロ近い速さで走ることができ

ます▼水の中で一番速いのは、バシヨウカジキで最高速度は時速110キロです。名前の由来は、背びれが芭蕉の葉のような形をしているところからバシヨウカジキと名づけられています▼空を飛ぶ中で一番速いのは、ハヤブサで獲物を見つけ急降下していく時のスピードは、なんと370キロです。リニアモーターカーの、通常営業中と対を張る速度で飛ぶことができます▼人間は100メートルを、世界記録でも10秒を少し切りますが。人間とワニが競争したらどちらが勝つか? 意外とワニは、9秒で駆け抜けてしまいます。

(T・T)

シリーズ

「無期転換制度の基本的概要」 ① 申し込みと実施までのスケジュール

東京地本は、10月から始まった「無期転換制度」について『アソシエート社員（無期転換社員）の概要』を各支部に送付し組合員周知を行ってきたところです。労働契約法18条は、有期雇用が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できる制度です。ただし、労働条件は「別段の定めがない限り直前の有期労働条件と同じ」とされています。

1、無期転換の申込み

2016年9月30日以前の入社者で勤続5年を超えるもの。無期転換申請をしなかった場合でも有期雇用契約が更新された場合は引き続き無期転換を申込みことができます。

2、実施までのスケジュール

★2016年 10月～11月 制度導入について 全社員に周知
★2016年 12月～2017年1月 対象者からの申請受付

★2017年 2月～3月 無期転換手続き

★2017年 4月1日 アソシエート社員として 雇用



**20条裁判の勝利
めざす交流集会**

11月6日(日) 14時～
文京区民センター
交流会費 1,000円

裁判提訴から2年半
勝ちにいこうぞ

東京地本役員です
—地本新役員紹介—

以前郵政民営化を前後して地本執行委員を受けていましたが、支部の支部長をすることになって一旦退任させて頂きました。まさか定年退職して再雇用になってからも引き受けることになるうとは??責任は重いですが明るく元気な活動ができるよう頑張りますのでみなさんよろしく願いいたします。

菅野 アイ子 (東京特定局支部)

秩父で温泉

地本・秋のバスレク



埼玉県秩父へ東京地本レクに行つて来ました。初の貸切りバスレクで、行きの車内からお酒を呑みながら、和やかな感じでスター

ト。当日は快晴で、まさにレク日和。秩父に着いてまずは温泉につかりました。山の中腹にある温泉地で見晴らしは最高。ゆったりとした温泉にこころも体も癒されました。その後昼食。美味しい懐石料理とお酒を堪能しました。それから秩父観光名所のひとつ、長瀬へ移動。自然の作り出した景観の不思議さにとれる事ができました。最後に小松沢レジャー農園にてシイタケ狩りを体験しました。ここでは200グラムまでお土産として持って帰る事ができ、参加者一同真剣な目でシイタケを選んでいました。採ったシイタケはその場で焼いて食べられるので、季節のとりたての風味を味わう事ができました。

賃上げは無理では…

地本・秋の学習会
疑問に答える
11月20日(日)
14:00～ 渋谷勤労福祉会館
テーマ：来春闘に向けて

当面の行動日程	
11月2日	・安心して働きたい 東京のつどい
11月6日	・長澤運輸控訴審
11月7日	20条裁判勝利決起集会
11月12日	・20条裁判本社前宣伝
11月12日	・20条裁判口頭弁論
11月19日	・東京全労協定期大会
11月19日	・働く者の権利討論集会
11月20日	戦争法廃止国会前行動
11月23日	・地本・秋の学習会
11月23日	・深夜労働改善地本プロジェクト会議
11月27日	東京労連女性部 定期大会
11月28日	さいたま新都心裁判 報告集会
12月1日	沖縄・高江支援ツアー

